

令和8年5月28日

## 令和8年度筑後市立地適正化計画改定業務プロポーザル回答書

No.	資料・ページ	質 疑	回 答
1	実施要項 P10	令和7年度から立地適正化計画の改定に向けた検討を進めておられるようですが、昨年度の検討結果を閲覧又は貸与させていただくことは可能でしょうか。	「筑後市立地適正化計画改定業務報告書（令和7年度）」は閲覧対象資料とさせていただきます。
2	仕様書 P5	第21条（住民意向の把握）について、督促状の発送は想定されていますでしょうか。	想定していません。
3	仕様書 P6	第22条（誘導施策等の見直しの検討） （3）都市計画道路の見直し方針について、具体の調査・検討内容をご教示ください。本業務では、立地適正化計画の観点から見直し路線案を抽出した上で見直し方針を検討するに留め、来年度以降に、必要に応じて具体の将来推計や存続・廃止等の検討を進めていかれるのでしょうか。	その通りです。
4	評価要項 P2～P4	「業務実施体制書」及び「担当技術者・実績確認書」に記載する担当技術者は評価対象の1名のみを記載すればよろしいのでしょうか。もしくは配置予定担当技術者全員の記載が必要な場合の評価方法をどのようにされるのかご教授頂けないでしょうか。（平均の点数で評価。もしくは一番低い点数の人で評価等）	本業務の実施にあたり、選任していただく担当技術者は1名のみとしています。
5	実施要項 P3 評価要項 P2	担当技術者について、主担当技術者1名を記載するという理解でよろしいでしょうか。複数名記載した場合に、加点评価はありますでしょうか。	その通りです。加点评価はございません。
6	実施要項 P8 様式8	プレゼンテーションについて、業務提案書を基にパワーポイント等を用いたプレゼン資料を別途作成して用いることは可能でしょうか。	業務提案書（様式8号）と同様の内容であれば可能です。
7	仕様書 P5	「まちづくり方針及び誘導方針見直しの検討」において、現況の課題について整理した結果や、現行の立地適正化計画の進捗状況等について評価・分析した結果をもとにこの記載がありますが、これらの分析はすでに実施されているという認識でよいでしょうか。また、閲覧は可能でしょうか。	その通りです。「筑後市立地適正化計画改定業務報告書（令和7年度）」は閲覧対象資料とさせていただきます。
8	仕様書 P6	（3）都市計画道路の見直し方針に関する検討について、具体的な見直し検討は別業務で実施し、本業務では見直し方針の整理までを行うと認識してよろしいでしょうか。	その通りです。
9	仕様書 P7	第27条において業務報告書が重複していますが、重複分は削除でよいでしょうか。	業務報告書の重複は誤りですので、削除とさせていただきます。

No.	資料・ページ	質 疑	回 答
10	実施要領 P7	キ その他 社名や個人名などが特定できない範囲で、提案内容を補完し、裏付ける実績等を掲載することは可能でしょうか。	業務提案書（様式 8 号）最大 3 ページ以外の内容はプレゼン資料として使用できません。 業務提案書の中で社名や個人名などが特定できない範囲で、提案内容を補完し、裏付ける実績等を掲載することは可能です。
11			
12			
13			